



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） (取扱課室名) ページ

○ 選挙管理委員会告示

- *11 衆議院議員選挙執行規程（平成8年和歌山県選挙管理委員会告示第9号）の一部改正 1
- *12 参議院議員選挙執行規程（平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第38号）の一部改正 18
- *13 和歌山県議会議員選挙執行規程（昭和57年和歌山県選挙管理委員会告示第62号）の一部改正 41
- *14 市町村の議会の議員及び長の選挙執行規程（昭和59年和歌山県選挙管理委員会告示第23号）の一部改正 55
- *15 和歌山県知事選挙執行規程（平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第133号）の一部改正 58

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第11号

衆議院議員選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月12日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

衆議院議員選挙執行規程（平成8年和歌山県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。
別記第4号様式を次のように改める。

別記第4号様式(第4条関係)

その1(候補者用選挙運動用ビラ証紙交付票)

選挙運動用ビラ証紙交付票

(候補者用)

- 1 選挙名 年 月 日執行
衆議院(小選挙区選出)議員選挙
- 2 候補者氏名
- 3 頒布責任者
- 4 法定枚数 枚
- 5 証紙番号 第 区 第 号

和歌山県選挙管理委員会



交付月日	交付枚数	残数	差出人氏名	取扱者印

備考 差出人氏名は、自署、記名押印又は記名とすること(記名とする場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を行うこと。)

その2（候補者届出政党用選挙運動用ビラ証紙交付票）

選挙運動用ビラ証紙交付票

（候補者届出政党用）

- 1 選挙名 年 月 日執行
衆議院（小選挙区選出）議員選挙
- 2 候補者届出政党名
- 3 頒布責任者
- 4 法定枚数 枚
- 5 証紙番号 第 区 第 号

和歌山県選挙管理委員会



交付月日	交付枚数	残数	差出人氏名	取扱者印

備考 差出人氏名は、自署、記名押印又は記名とすること（記名とする場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を行うこと。）。

別記第7号様式及び別記第8号様式を次のように改める。

別記第7号様式（第6条関係）

（選挙運動用ポスター証紙交付票）

選挙運動用ポスター証紙交付票

（候補者届出政党用）

- 1 選挙名 年 月 日執行
衆議院（小選挙区選出）議員選挙
- 2 候補者届出政党名
- 3 法定枚数 枚
- 4 証紙番号 第 区 第 号

和歌山県選挙管理委員会



交付月日	交付枚数	残数	差出人氏名	取扱者印

備考 差出人氏名は、自署、記名押印又は記名とすること（記名とする場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を行うこと。）。

別記第8号様式（第6条関係）

（選挙運動用ポスター検印票）

選挙運動用ポスター検印票

（候補者届出政党用）

- 1 選挙名 年 月 日執行
衆議院（小選挙区選出）議員選挙
- 2 候補者届出政党名
- 3 法定枚数 枚（第 区）

和歌山県選挙管理委員会



検印 月 日	検印 枚 数	残 数	差 出 人 氏 名	取扱 者印

備考 差出人氏名は、自署、記名押印又は記名とすること（記名とする場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を行うこと。）。

別記第10号様式を次のように改める。

別記第10号様式（第13条関係）

その1（個人演説会開催申出書）

個人演説会開催申出書

年 月 日

市（町）（村）選挙管理委員会委員長 様

住 所

候補者

氏 名

電話番号（ ） —

年 月 日執行の衆議院（小選挙区選出）議員 選挙において、
下記のとおり公職選挙法第163条の規定により、公営施設を使用して個人演説
会を開催したいので申し出ます。

記

候補者氏名		受 理 年月日時	※ 年 月 日 午前（後） 時 分
使用する施設 の 名 称		開 催 年月日	年 月 日
施設の使用時間	午前（後） 時 分から （ 時間 分） 午前（後） 時 分まで		
選挙運動期間中同 上の施設を使用し て個人演説会を開 催した回数	回	施設使用 料納付の 有 無	※
公職選挙法施行令 第119条第3項 に規定する設備の 付加			

備考

- ※印の欄は記入しないこと。
- 候補者本人が申し出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申し出の場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。
ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

その2（政党演説会開催申出書）

政党演説会開催申出書

年 月 日

市（町）（村）選挙管理委員会委員長 様

候補者届出政党

所在地

名称

代表者氏名

電話番号（ ） —

年 月 日執行の衆議院（小選挙区選出）議員 選挙において、
下記のとおり公職選挙法第163条の規定により、公営施設を使用して政党演
説会を開催したいので申し出ます。

記

候補者届出政党 の 名 称		受 理 年月日時	※ 年 月 日 午前（後） 時 分
使用する施設 の 名 称		開 催 年月日	年 月 日
施設の使用時間	午前（後） 時 分から （ 時間 分） 午前（後） 時 分まで		
公職選挙法施行 令第119条第 3項に規定する 設備の付加			

備考

- 1 ※印の欄は記入しないこと。
- 2 政党その他の政治団体の代表者本人が申し出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、
その代理人が申し出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示
又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合
はこの限りではない。

その3（政党等演説会開催申出書）

政党等演説会開催申出書

年 月 日

市（町）（村）選挙管理委員会委員長 様

名簿届出政党等

所在地

名称

代表者氏名

電話番号（ ） —

年 月 日執行の衆議院（比例代表選出）議員 選挙において、
下記のとおり公職選挙法第163条の規定により、公営施設を使用して政党等
演説会を開催したいので申し出ます。

記

名簿届出政党等 の 名 称		受 理 年月日時	※ 年 月 日 午前（後） 時 分
使用する施設 の 名 称		開 催 年 月 日	年 月 日
施設の使用時間	午前（後） 時 分から （ 時間 分） 午前（後） 時 分まで		
公職選挙法施行 令第119条第 3項に規定する 設備の付加			

備考

- 1 ※印の欄は記入しないこと。
- 2 政党その他の政治団体の代表者本人が申し出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申し出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第15号様式及び別記第16号様式を次のように改める。

別記第15号様式（第18条関係）

（選挙公報掲載申請書）

選挙公報掲載申請書

年 月 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 様

住所

候補者

氏名

公職選挙法第168条第1項の規定により、選挙公報に掲載を受けたいので下記のとおり申請します。

記

- 1 選挙名 年 月 日執行衆議院（小選挙区選出）議員 選挙
- 2 掲載文及び写真 別添のとおり
- 3 連絡責任者

連絡責任者氏名

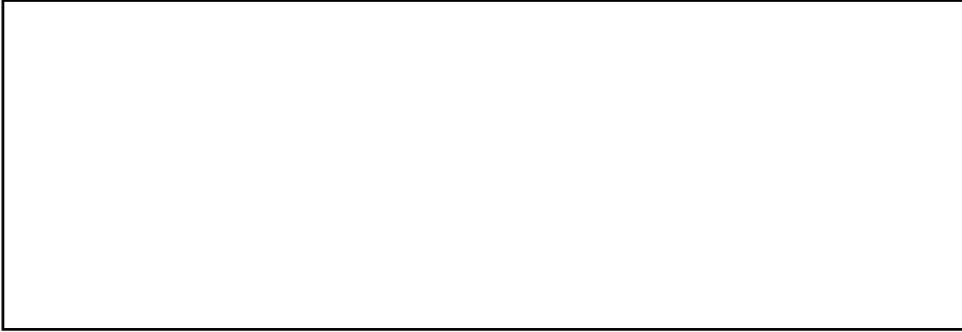
連絡先

電話番号 () —

備考 候補者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第16号様式(第19条関係)

(選挙公報掲載文原稿用紙)

		候補者氏名	
選挙公報掲載文原稿用紙			
			写 真
			氏 名 欄
和歌山県選挙管理委員会			
掲載順位	※	受 付 者	※
備考			
1 掲載文(本文)は、太線の枠内に記載すること。			
2 掲載は、無彩色ですること。			
3 ※印の欄は、記入しないこと。			

別記第18号様式及び別記第19号様式を次のように改める。

別記第18号様式（第30条関係）

その1（名簿届出政党等の名称及び略称の揭示）

党 ぶり が な (派)		党 ぶり が な (派)	名簿届出政党等の名称 (ぶり が な)	衆議院 (比例代表選出) 議員 年 月 日 執行
略 ぶり が な 称		略 ぶり が な 称	略 (ぶり が な) 称	選挙名簿届出政党等名称等揭示

その2 (名簿届出政党等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲示)

名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位									略称 (ふりがな)	名簿届出政党等の名称 (ふりがな)	年 月 日 執行 衆議院(比例代表選出)議員 選挙名簿届出政党等名称等掲示
8	7	6	5	4	3	2	1	順位	略称 ふりがな	党(派) ふりがな	
氏 ふ り が 名	略称 ふりがな	党(派) ふりがな									
8	7	6	5	4	3	2	1	順位	略称 ふりがな	党(派) ふりがな	
氏 ふ り が 名	略称 ふりがな	党(派) ふりがな									
8	7	6	5	4	3	2	1	順位	略称 ふりがな	党(派) ふりがな	
氏 ふ り が 名	略称 ふりがな	党(派) ふりがな									

別記第19号様式（第30条関係）

（氏名等の掲示）

氏 ふ り が な		氏 ふ り が な	候 補 者 氏 名 (ふ り が な)	衆議院 (小選挙区選出) 議員 年 月 日 執行
党 ふ り が な (派)		党 ふ り が な (派)	候 補 者 届 出 政 党 の 名 称 (ふ り が な)	選挙候補者氏名掲示

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

和歌山県選挙管理委員会告示第12号

参議院議員選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月12日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

参議院議員選挙執行規程（平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第38号）の一部を次のように改正する。
別記第4号様式を次のように改める。

別記第4号様式（第4条関係）

（選挙運動用ビラ証紙交付票）

選挙運動用ビラ証紙交付票

- 1 選挙名 年執行
参議院和歌山県選挙区選出議員選挙
- 2 候補者氏名
- 3 頒布責任者
- 4 法定枚数 枚
- 5 証紙番号 第 号

和歌山県選挙管理委員会 印

交 付 月 日	交 付 枚 数	残 数	差 出 人 氏 名	取 扱 者 印

備考 差出人氏名は、自署、記名押印又は記名とすること（記名とする場合にあつては、本人確認書類の提示又は提出を行うこと。）。

別記第6号様式を次のように改める。

別記第6号様式（第11条関係）

その1（選挙区選出議員選挙の個人演説会開催申出書）

個人演説会開催申出書

年 月 日

市（町）（村）選挙管理委員会委員長 様

住 所
候補者
氏 名

電話番号（ ） ー

年 月 日執行の参議院和歌山県選挙区選出議員選挙において、下記のとおり公職選挙法第163条の規定により、公営施設を使用して個人演説会を開催したいので申し出ます。

記

候補者氏名		受 理 年月日時	※ 年 月 日 午前（後） 時 分
使用する施設 の 名 称		開 催 年 月 日	年 月 日
施設の使用時間	午前（後） 時 分から （ 時間 分） 午前（後） 時 分まで		
選挙運動期間中同 上の施設を使用し て個人演説会を開 催した回数	回	施設使用 料納付の 有 無	※
公職選挙法施行令 第119条第3項 に規定する設備の 付加			

備考

- ※印の欄は記入しないこと。
- 候補者本人が申し出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申し出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

その2（比例代表選出議員選挙の個人演説会開催申出書）

個人演説会開催申出書

年 月 日

市（町）（村）選挙管理委員会委員長 様

名簿届出政党等の名称

住 所

名簿登載者

氏 名

電話番号（ ） —

年 月 日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、下記のとおり公職選挙法第163条の規定により、公営施設を使用して個人演説会を開催したいので申し出ます。

記

名簿届出政党等の名称 及び名簿登載者氏名		受 理 年月日時	※ 年 月 日 午前（後） 時 分
使用 する 施 設 の 名 称		開 催 年 月 日	年 月 日
施 設 の 使 用 時 間	午前（後） 時 分から （ 時間 分） 午前（後） 時 分まで		
選挙運動期間中同上の 施設を使用して個人演 説会を開催した回数	回	施設使用 料納付の 有 無	※
公職選挙法施行令第1 19条第3項に規定す る設備の付加			

備考

- 1 ※印の欄は記入しないこと。
- 2 名簿登載者本人が申し出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申し出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、名簿登載者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第11号様式及び別記第12号様式を次のように改める。

別記第11号様式（第16条関係）

（選挙公報掲載申請書）

選挙公報掲載申請書

年 月 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 様

住所

候補者

氏名

公職選挙法第168条第1項の規定により、選挙公報に掲載を受けたいので下記のとおり申請します。

記

- 1 選挙名 年 月 日執行参議院和歌山県選挙区選出議員選挙
- 2 掲載文及び写真 別添のとおり
- 3 連絡責任者

連絡責任者氏名

連絡先

電話番号 () —

備考 候補者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第12号様式(第17条関係)

(選挙公報掲載文原稿用紙)

		候補者氏名	
選挙公報掲載文原稿用紙			
		写真	
		氏名欄	
和歌山県選挙管理委員会			
掲載順位	※	受付者	※
備考			
1 掲載文(本文)は、太線の枠内に記載すること。			
2 掲載は、無彩色ですること。			
3 ※印の欄は、記入しないこと。			

別記第14号様式及び別記第15号様式を次のように改める。

別記第14号様式(第29条関係)

(参議院比例代表選出議員選挙の名簿届出政党等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名の掲示)

(ふりがな) 参議院名簿登載者の氏名			(ふりがな) 略称	(ふりがな) 参議院名簿届出 政党等の名称	年 月 日 執行 参議院比例代表選出議員選挙 市(町)(村) 選挙管理委員会	
順位 氏名 ふりがな	(順位) (氏名) ふりがな	優先的に当選人と なるべき候補者	氏名 ふりがな	略称 ふりがな		党(派) ふりがな
順位 氏名 ふりがな	(順位) (氏名) ふりがな	優先的に当選人と なるべき候補者	氏名 ふりがな	略称 ふりがな		党(派) ふりがな
順位 氏名 ふりがな	(順位) (氏名) ふりがな	優先的に当選人と なるべき候補者	氏名 ふりがな	略称 ふりがな		党(派) ふりがな
順位 氏名 ふりがな	(順位) (氏名) ふりがな	優先的に当選人と なるべき候補者	氏名 ふりがな	略称 ふりがな		党(派) ふりがな
順位 氏名 ふりがな	(順位) (氏名) ふりがな	優先的に当選人と なるべき候補者	氏名 ふりがな	略称 ふりがな	党(派) ふりがな	

別記第15号様式（第29条関係）

（参議院和歌山県選挙区選出議員選挙の候補者の氏名等の掲示）

党 （派）	党 （派）	参議院 和歌山県 選挙区 選出議員 選挙候補 者氏名掲 示	年 月 日 執 行
氏ふ り が 名な	氏ふ り が 名な		

別記第18号様式を次のように改める。

別記第18号様式（第34条関係）

（推薦演説会周知用ポスター証紙交付票）

推薦演説会周知用ポスター証紙交付票

- 1 選挙名 年 月 日 執行参議院議員選挙
- 2 推薦団体名
- 3 推薦演説会の会場の名称及び所在地
 (1) 名称
 (2) 所在地
- 4 推薦演説会開催年月日 年 月 日
- 5 法定枚数 枚
- 6 証紙の番号 第 号

和歌山県選挙管理委員会 印

交 付 月 日	交 付 枚 数	残 数	差 出 人 氏 名	取 扱 者 印

備考 差出人氏名は、自署、記名押印又は記名とすること（記名とする場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を行うこと。）。

別記第20号様式を次のように改める。

別記第21号様式から別記第23号様式までを次のように改める。

別記第21号様式（第38条関係）

（政治活動用ポスターの証紙）

年執行		
参議院議員選挙		
政	番	号
	第	区
和歌山県選管		

備考

- 1 「番号」は、確認団体ごとに表示する。
- 2 第 区は、衆議院（小選挙区選出）議員選挙の選挙区番号を表示する。
- 3 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができる。

別記第22号様式（第38条関係）

（政治活動用ポスター証紙交付票）

政治活動用ポスター証紙交付票

- 1 選挙名 年 月 日執行
参議院和歌山県選挙区選出議員選挙
- 2 政党その他の政治団体名
- 3 掲示する衆議院（小選挙区選出）議員選挙の選挙区 第 区
- 4 法定枚数 枚
- 5 証紙番号 第 号

和歌山県選挙管理委員会



交付月日	交付枚数	残数	差出人氏名	取扱者印

備考 差出人氏名は、自署、記名押印又は記名とすること（記名とする場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を行うこと。）。

別記第23号様式（第38条関係）

（政治活動用ポスター証紙交付票交付申請書）

政治活動用ポスター証紙交付票交付申請書

年 月 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 様

政党その他の政治団体

名称

事務所の所在地

代表者氏名

公職選挙法第201条の7第2項の規定において準用する同法第201条の6第1項第4号のポスターを掲示したいので政治活動用ポスター証紙交付票の交付を申請します。

備考

- 1 法第201条の7第2項において準用する法第201条の6第3項の規定により総務大臣から交付を受けた確認書の写しを添付しなければならない。
- 2 政党その他の政治団体の代表者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第25号様式から別記第27号様式までを次のように改める。

別記第25号様式（第40条関係）

（政治活動用ポスター検印票）

政治活動用ポスター検印票

- 1 選挙名 年 月 日執行
参議院和歌山県選挙区選出議員選挙
- 2 政党その他の政治団体名
- 3 掲示する衆議院（小選挙区選出）議員選挙の選挙区 第 区
- 4 法定枚数 枚

和歌山県選挙管理委員会



検印 月 日	検印 枚 数	残 数	差 出 人 氏 名	取扱 者印

備考 差出人氏名は、自署、記名押印又は記名とすること（記名とする場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を行うこと。）。

別記第26号様式（第40条関係）

（政治活動用ポスター検印票交付申請書）

政治活動用ポスター検印票交付申請書

年 月 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 様

政党その他の政治団体

名称

事務所の所在地

代表者氏名

公職選挙法第201条の7第2項の規定において準用する同法第201条の6第1項第4号のポスターを掲示したいので政治活動用ポスター検印票の交付を申請します。

備考

- 1 法第201条の7第2項において準用する法第201条の6第3項の規定により総務大臣から交付を受けた確認書の写しを添付しなければならない。
- 2 政党その他の政治団体の代表者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第27号様式（第42条関係）

（ビラの届出書）

政党その他の政治団体が頒布するビラの届出書

年 月 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 様

政党その他の政治団体

名称

事務所の所在地

代表者氏名

年 月 日執行の参議院和歌山県選挙区選出議員選挙における公職選挙法第201条の7第2項の規定において準用する同法第201条の6第1項第6号の規定により頒布するビラは、添付見本のとおりですので届け出ます。

なお、同法第201条の11第5項に規定する事項については、ビラの表面に次のとおり記載しています。

政党その他の政治団体の 名 称	
選 挙 の 種 類	
この届出によるビラで ある旨を表示する記号	

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

和歌山県選挙管理委員会告示第13号

和歌山県議会議員選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月12日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

和歌山県議会議員選挙執行規程（昭和57年和歌山県選挙管理委員会告示第62号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式の3を次のように改める。

別記第1号様式の3(第2条の2関係)

(選挙運動用ビラ証紙交付票)

選挙運動用ビラ証紙交付票

- 1 選挙名 年執行
和歌山県議会議員 選挙
- 2 候補者氏名
- 3 頒布責任者
- 4 法定枚数 枚
- 5 証紙番号 第 号

和歌山県選挙管理委員会 印

交付月日	交付枚数	残数	差出人氏名	取扱者印

備考 差出人氏名は、自署、記名押印又は記名とすること(記名とする場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を行うこと。)

別記第4号様式を次のように改める。

別記第4号様式（第9条関係）

（個人演説会開催申出書）

個人演説会開催申出書

年 月 日

市（町）（村）選挙管理委員会委員長 様

住 所

候補者

氏 名

電話番号（ ） —

年 月 日執行の和歌山県議会議員 選挙において、下記のとおり公職選挙法第163条の規定により公営施設を使用して個人演説会を開催したいので申し出ます。

記

候補者氏名		受 理 年月日時	※ 年 月 日 午前（後） 時 分
使用すべき施設の名称		開 催 年月日	年 月 日
施設の使用時間	午前（後） 時 分から 午前（後） 時 分まで		時間 分
選挙運動期間中 同上の施設を使用して個人演説会を開催した回数	回	施設使用 料納付の 有 無	※
公職選挙法施行 令第119条第 3項に規定する 設備の付加			

備考

- ※印の欄は記入しないこと。
- 候補者本人が申し出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申し出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第8号様式及び別記第9号様式を次のように改める。

別記第8号様式（第13条関係）

（選挙公報掲載申請書）

選挙公報掲載申請書

年 月 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 様

住所
候補者
氏名

和歌山県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例第3条第1項の規定により、選挙公報に掲載を受けたいので下記のとおり申請します。

記

- 1 選挙名 年 月 日執行和歌山県議会議員 選挙
- 2 選挙区名 選挙区
- 3 掲載文及び写真 別添のとおり
- 4 連絡先

連絡場所

連絡責任者氏名

電話番号 () —

備考 候補者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第9号様式（第14条関係）

（選挙公報掲載文原稿用紙）

和歌山県議会議員選挙公報掲載文原稿用紙

選挙区名	選挙区	候補者氏名	
連絡場所		連絡責任者氏名 (電話番号)	(局 番)

写
真

氏
名
欄

掲載順位	※	受付日時	※	月 日 午 前 後 時 分	受付者	※
------	---	------	---	---------------	-----	---

和歌山県選挙管理委員会

備考

- 1 掲載文（本文）は、太線の枠内に記載すること。
- 2 掲載は、無彩色ですること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

別記第16号様式から別記第18号様式までを次のように改める。

別記第16号様式（第29条関係）

（政治活動用ポスター証紙交付票）

政治活動用ポスター証紙交付票

- 1 選挙名 年 月 日執行
和歌山県議会議員 選挙
- 2 政党その他の政治団体名
- 3 掲示責任者 氏 名
- 4 掲示する選挙区 選挙区
- 5 掲示する選挙区における所属候補者数 人
- 6 法定枚数 枚

和歌山県選挙管理委員会 印

交 付 月 日	交 付 枚 数	残 数	差 出 人 氏 名	取 扱 者 印

備考 差出人氏名は、自署、記名押印又は記名とすること（記名とする場合にあつては、本人確認書類の提示又は提出を行うこと。）。

別記第17号様式（第29条関係）

（政治活動用ポスター検印票）

政治活動用ポスター検印票

- 1 選挙名 年 月 日執行
和歌山県議会議員 選挙
- 2 政党その他の政治団体名
- 3 掲示責任者 氏 名
- 4 掲示する選挙区 選挙区
- 5 掲示する選挙区における所属候補者数 人
- 6 法定枚数 枚

和歌山県選挙管理委員会 印

検 印 月 日	検 印 枚 数	残 数	差 出 人 氏 名	取 扱 者 印

備考 差出人氏名は、自署、記名押印又は記名とすること（記名とする場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を行うこと。）。

別記第18号様式（第31条関係）

（政談演説会開催届出書）

政談演説会開催届出書

年 月 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 様

政党その他の政治団体名

事務所の所在地

代 表 者 氏 名

年 月 日執行の和歌山県議会議員 選挙における公職選挙法第201条の8第1項第1号の規定による政談演説会を下記のとおり開催したいので届け出ます。

記

開 催 日 時	
使用する施設の名称	
使用する施設の所在地	
備 考	

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第20号様式及び別記第21号様式を次のように改める。

別記第20号様式（第33条関係）

（機関紙誌届出書）

政党その他の政治団体の機関紙誌届出書

年 月 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 様

政党その他の政治団体名

事務所の所在地

代 表 者 氏 名

年 月 日執行の和歌山県議会議員 選挙における公職選挙法第201条の15第1項の規定による機関紙誌を下記のとおり届け出ます。

記

区分	名 称	編集人氏名	発行人氏名
新聞紙	創刊年月日	発 行 方 法	
	年 月 日	発行回数	発行部数
		頒布方法	引き続いて発行されている期間
区分	名 称	編集人氏名	発行人氏名
雑誌	創刊年月日	発 行 方 法	
	年 月 日	発行回数	発行部数
		頒布方法	引き続いて発行されている期間
備考			

備考

- 1 頒布方法欄には、有料無料の別、郵送、直接配布、対象先等を記入すること。
- 2 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第21号様式（第34条関係）

（ビラの届出書）

政党その他の政治団体の頒布するビラの届出書

年 月 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 様

政党その他の政治団体名

事務所の所在地

代 表 者 氏 名

年 月 日執行の和歌山県議会議員 選挙における公職選挙法第201条の8第1項第6号の規定により頒布するビラは、添付見本のとおりですので届け出ます。

なお、同法第201条の11第5項に規定する事項については、ビラの表面に次のとおり記載しています。

政党その他の政治団体の 名 称	
選 挙 の 種 類	
この届出によるビラで ある旨を表示する記号	

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

和歌山県選挙管理委員会告示第14号

市町村の議会の議員及び長の選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月12日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

市町村の議会の議員及び長の選挙執行規程（昭和59年和歌山県選挙管理委員会告示第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第1条 市町村の議会の議員及び長の選挙の候補者（以下「候補者」という。）が <u>公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第163条の規定によってする個人演説会の開催の申出は、別記第1号様式によりしなければならない。</u>	第1条 市町村の議会の議員及び長の選挙の候補者（以下「候補者」という。）が公職選挙法（以下「法」という。）第163条の規定によってする個人演説会の開催の申出は、別記第1号様式によりしなければならない。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式（第2条関係）

		年
		月
		日
		執行
		選挙
		候補者
		氏名
		揭示
党	党	
（派）	（派）	
氏ふ	氏ふ	
り	り	
が	が	
名な	名な	

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

和歌山県選挙管理委員会告示第15号

和歌山県知事選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月12日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

和歌山県知事選挙執行規程（平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第133号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式の3を次のように改める。

別記第2号様式の3（第3条の2関係）

（選挙運動用ビラ証紙交付票）

選挙運動用ビラ証紙交付票

- 1 選挙名 年執行
和歌山県知事選挙
- 2 候補者氏名
- 3 頒布責任者
- 4 法定枚数 枚
- 5 証紙番号 第 号

和歌山県選挙管理委員会



交 付 月 日	交 付 枚 数	残 数	差 出 人 氏 名	取 扱 者 印

備考 差出人氏名は、自署、記名押印又は記名とすること（記名とする場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を行うこと。）。

別記第4号様式を次のように改める。

別記第9号様式及び別記第10号様式を次のように改める。

別記第9号様式（第14条関係）

（選挙公報掲載申請書）

選挙公報掲載申請書

年 月 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 様

住所
候補者
氏名

公職選挙法第168条第1項の規定により選挙公報に掲載を受けたいので下記のとおり申請します。

記

- 1 選挙名 年 月 日執行和歌山県知事選挙
- 2 掲載文及び写真 別添のとおり
- 3 連絡責任者

連絡責任者氏名

連絡先

電話番号 () —

備考 候補者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第10号様式（第15条関係）

（選挙公報掲載文原稿用紙）

		候補者氏名	
選挙公報掲載文原稿用紙			
		写 真	
		氏 名 欄	
和歌山県選挙管理委員会			
掲載順位	※	受 付 者	※
備考			
1 掲載文（本文）は、太線の枠内に記載すること。			
2 掲載は、無彩色ですること。			
3 ※印の欄は、記入しないこと。			

別記第12号様式を次のように改める。

別記第12号様式（第26条関係）

（氏名等の掲示）

党	党	年
（	（	月
派	派	日
）	）	執行
		和歌山県知事選挙候補者氏名掲示
氏ふ	氏ふ	
り	り	
が	が	
名な	名な	

別記第15号様式を次のように改める。

別記第15号様式（第33条関係）

（政治活動用ポスターの証紙）

年執行		
和	歌	山 県 知 事
		番
○政	第	区
和	歌	山 県 選 管

備考

- 1 「第 区」は、衆議院（小選挙区選出）議員選挙の選挙区番号を表示する。
- 2 「番号」は、政党その他の政治団体ごとに表示する。
- 3 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができる。

別記第17号様式から別記第19号様式までを次のように改める。

別記第18号様式（第33条関係）

（政治活動用ポスター検印票）

政治活動用ポスター検印票

- 1 選挙名 年 月 日執行和歌山県知事選挙
- 2 政党その他の政治団体名
- 3 掲示責任者
- 4 掲示する衆議院（小選挙区選出）議員選挙の選挙区 第 区

和歌山県選挙管理委員会



検印 月 日	検印 枚 数	残 数	差 出 人 氏 名	取扱 者印
計	500枚			

備考 差出人氏名は、自署、記名押印又は記名とすること（記名とする場合にあつては、本人確認書類の提示又は提出を行うこと。）。

別記第19号様式（第35条関係）

（政談演説会開催届出書）

政談演説会開催届出書

年 月 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 様

政党その他の政治団体名

事務所の所在地

代表者氏名

年 月 日執行の和歌山県知事選挙における公職選挙法第201条の9
第1項第1号の規定による政談演説会を下記のとおり開催したいので届け出ます。

記

開 催 日 時	年 月 日 午前 時 分 から 午後 時 分 から
使用する施設の名称	
使用する施設の所在地	
備 考	

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第21号様式及び別記第22号様式を次のように改める。

別記第21号様式（第37条関係）

（機関紙誌届出書）

政党その他の政治団体の機関紙誌届出書

年 月 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 様

政党その他の政治団体名

事務所の所在地

代表者氏名

年 月 日執行の和歌山県知事選挙における公職選挙法第201条の15第1項の規定による機関紙誌を下記のとおり届け出ます。

記

区分	名 称	編集人氏名	発行人氏名	
新聞紙	創刊年月日	発 行 方 法		引き続き発行 されている期間
		発行回数	発行部数	
	年 月 日			
区分	名 称	編集人氏名	発行人氏名	
雑誌	創刊年月日	発 行 方 法		引き続き発行 されている期間
		発行回数	発行部数	
	年 月 日			
備考				

備考

- 1 頒布方法欄には、有料・無料の別、郵送、直接配布、対象先等を記入すること。
- 2 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第22号様式（第38条関係）

（ビラの届出書）

政党その他の政治団体の頒布するビラの届出書

年 月 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 様

政党その他の政治団体名

事務所の所在地

代表者氏名

年 月 日執行の和歌山県知事選挙における公職選挙法第201条の9第1項第6号の規定により頒布するビラは、添付見本のとおりですので届け出ます。

なお、同法第201条の11第5項に規定する事項については、ビラの表面に次のとおり記載しています。

政党その他の政治団体の 名 称	
選 挙 の 種 類	年 月 日執行 和 歌 山 県 知 事 選 挙
この届出によるビラで ある旨を表示する記号	

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。